

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 26 日

群馬県知事 殿

提出者 〒 373-0036
住 所 群馬県太田市由良町330番地

氏 名 しげる工業株式会社
代表取締役社長執行役員 正田 敦郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0276-31-3913



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	しげる工業株式会社 市野倉プラント
事業場の所在地	群馬県太田市新田市野倉町281番地
計画期間	令和 6年 4月 1日～令和 7年 3月 31日

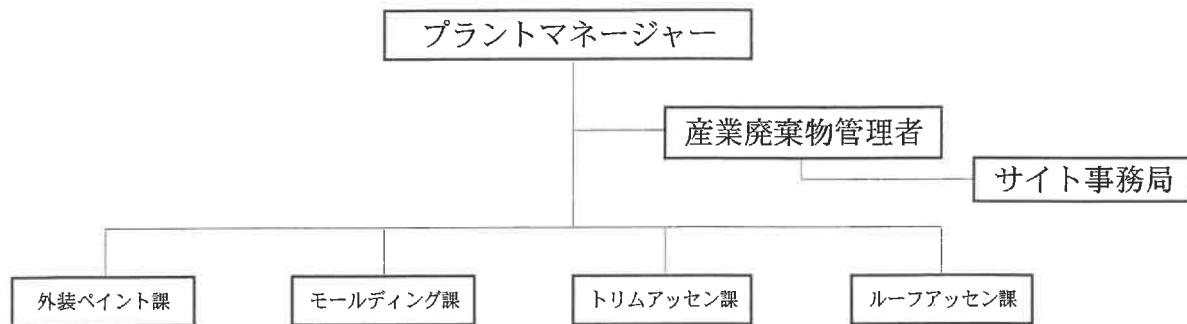
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	輸送用機械器具製造業 (E31)
②事業の規模	528億円 (2023年度売上) 由良・きざきプラント含む
③従業員数	750人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	廃プラスチック・木くずは中間処理業者に委託し、加工処理を行い再生原料及び熱処理する。金属くずは中間処理業者に委託し、加工処理を行い再生原料として利用される。中でも当プラントで発生する大多数の廃プラスチックは中間処理業者にて固形燃料として加工し再利用している。

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】 別紙1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組)			
廃棄率を下げる為に（良品歩留まりを上げる為）、新規材料の開発を行い改善を行なった。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
①良品率を上げる為に、材料開発を進める。工程不良を無くす為各工程の見直しを行う。 ②汚泥を減らすため汚水に化学薬品を入れ汚れを減らす工程を追加し実施する。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチックはさらに分別し樹脂・異材質の分別を行いリターン材を増やしている。
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 複合品を出来るだけ分別し、廃プラスチックの廃棄品を少なくする。
②計画	

別紙 1 (第2面) 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（2023年度）実績】					
① 現状	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	汚泥	木くず	廃油	金属くず	引火性廃油
	排出量	1,003.1020	129.05	24.89	20.432	28.77	1.276
【目標】							
② 計画	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	汚泥	木くず	廃油	金属くず	引火性廃油
	排出量	930.00	30.00	10.00	15.00	10.00	1.00

別紙 2 (第4面) 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（2023年度）実績】						
① 現状	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	汚泥	木くず	廃油	金属くず*
排出量	1,003.102	129.05	24.89	20.432	28.77	1.276
全処理委託量	1,003.102	129.05	24.89	20.432	28.77	1.276
優良認定処理業者への処理委託量	609.035	128.27	—	6.176	—	1.276
再生利用業者への処理委託量	866.522	—	24.89	20.432	—	1.276
認定熱回収業者への処理委託量						
認定熱回収業者への熱回収を行う業者への処理委託量						

別紙 3 (第5面) 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【目標】							
① 計画	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	汚泥	木くず	廃油	金属くず	引火性廃油
排出量	930.00	30.00	10.00	15.00	10.00	—	1.00
全処理委託量	930.00	30.00	10.00	15.00	10.00	—	1.00
優良認定処理業者への処理委託量	630.00	30.00	—	15.00	10.00	—	1.00
再生利用業者への処理委託量	800.00	30.00	10.00	14.00	10.00	—	1.00
認定熱回収業者への処理委託量	—	—	—	—	—	—	—
認定熱回収業者への熱回収を行う業者への処理委託量	—	—	—	—	—	—	—

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。